（前のページより続き）

○外国為替に関する省令第八条第二項第四号及び別表第一号トの規定に基づき、財務大臣が指定する書類を指定する件（同三〇四）

○外国為替に関する省令第八条第二項第四号及び別表第一号トの規定に基づき、財務大臣が指定する書類を指定する件の一部を改正する件（同三〇五）

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件の一部を改正する件（同三〇六）

○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件（**経済産業**一九七）

○外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件（同一九八）

○道路に関する件（**東北地方整備局**一五六）

○道路に関する件（**四国地方整備局**九四）

○道路に関する件（**九州地方整備局**一二七、一二八）

○指定確認検査機関の指定の区分を変更した件（同一二九）

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（法律第七〇号）（農林水産省）

一　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正関係

1　研究機構の目的の改正

㈠　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、農業及び食品産業に関する技術（蚕糸に関する技術を含む。以下「農業等に関する技術」という。）上の試験及び研究等を行うことにより、農業等に関する技術の向上に寄与するとともに、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資することを目的とすることとした。（第四条第一項関係）

㈡　研究機構の目的に、種苗法に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばれいしょ及びさとうきびの種苗の検査並びにばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを追加することとした。（第四条第三項関係）

2　代表理事の設置及び副理事長の任期の改正

㈠　理事長が指名する理事一人は、3の㈢の業務等について、研究機構を代表することとした。（第一〇条第三項関係）

㈡　副理事長の任期は、理事長の任期と対応することとした。（第一一条第一項関係）

3　研究機構の業務の範囲の変更等

㈠　研究機構は、1の㈠の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うこととした。（第一四条第一項第一号及び第四号関係）

(1)　農業等に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。

(2)　原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。

㈡　生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等以外の者に委託して行い、その成果を普及すること等の業務に関する規定を削り、これに伴い、区分経理その他所要の規定の整備を行うこととした。（第一四条第一項及び第一五条等関係）

㈢　研究機構は、1の㈡の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うこととした。（第一四条第三項関係）

(1)　種苗法の規定による栽培試験を行うこと。

(2)　農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査を行うこと。

(3)　ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。

4　罰則の引上げ

秘密保持義務に係る罰金刑の上限を引き上げることとした。（第二三条関係）

二　国立研究開発法人水産総合研究センター法の一部改正関係

1　法律の題名及び法人の名称の変更

法人の名称を国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「研究・教育機構」という。）に改称するとともに、法律の題名を国立研究開発法人水産研究・教育機構法に改めることとした。（題名及び第二条関係）

2　研究・教育機構の目的の改正

研究・教育機構の目的に、水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことを追加することとした。（第三条第一項関係）

3　理事数の変更及び代表理事の設置

研究・教育機構に役員として理事六人以内を置くことができることとするほか、理事長が指名する理事一人は、水産に関する学理及び技術の教授を行うこと等の業務について、研究・教育機構を代表することとした。（第七条第二項及び第八条第二項関係）

4　研究・教育機構の業務の範囲の変更

研究・教育機構の業務に、水産に関する学理及び技術の教授を行うことを追加することとした。（第一二条第一項第五号関係）

5　罰則の引上げ

秘密保持義務に係る罰金刑の上限を引き上げることとした。（第一八条関係）

三　独立行政法人農業者年金基金法の一部改正関係

独立行政法人農業者年金基金の役員及び職員並びに同基金に置かれる審査会の委員に対し、秘密保持義務を課すこととし、これに違反した者に対する罰則を設けることとした。（第七条の二及び第四九条第五項並びに第六九条関係）

四　独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正関係

1　秘密保持義務

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の役員及び職員並びに2の運営委員に対し、秘密保持義務を課すこととし、これに違反した者に対する罰則を設けることとした。（第一〇条の二及び第一一条の四第三項並びに第二六条関係）

2　運営委員会

信用基金に、出資者及び学識経験者のうちから主務大臣が任命する運営委員をもって組織され、業務運営に関する重要事項を審議する運営委員会を置くこととした。（第一一条の二～第一一条の四関係）

3　検査権限の委任

主務大臣は、信用基金及び受託者に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができることとし、内閣総理大臣は委任された権限を金融庁長官に委任することとした。（第二〇条の二関係）

五　附則関係

1　独立行政法人種苗管理センター、国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所並びに独立行政法人水産大学校は、この法律の施行の時において解散することとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、それぞれ研究機構及び研究・教育機構が承継することとした。（附則第二条及び第九条関係）

2　研究機構は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、この法律の施行の際現に行っている一の3の㈡の業務を行うこととしたほか、所要の改正等を行うこととした。（附則第三条～第八条及び第一〇条～第三〇条関係）

3　この法律は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

――――――――――